

## 診療報酬改定レポート 12—物価対応について—

1月9日に開催された中医協総会において、物価対応について(その1)が示されました。

本号では、新たに議論された内容について整理します。

### ■ 物価・賃金高騰への恒常的対応の考え方

- 物価・賃金の継続的な上昇を踏まえ、公定価格である診療報酬による恒常的な対応が必要とされ、診療報酬改定率は全体でプラス3.09%（2年度平均）と示されました。
- 物価高騰への対応については、将来の物価動向を踏まえ、2段階で実施する方針が示されています。
- このうち、2026年度以降の物価上昇への本格対応分としてプラス0.62%が確保され、診療報酬に特別な評価項目を設定することで対応するとされています。
- 配分は施設類型ごとの費用構造を踏まえて行われ、病院にはプラス0.49%と最も手厚い配分が行われ、病院内でも担う医療機能に応じた配分とされています。
- あわせて、2024年度改定以降の経営環境悪化への緊急対応としてプラス0.44%の財源が確保され、病院にはプラス0.40%が配分されるとされています。

### 令和8年度診療報酬改定について（令和7年12月24日大臣折衝事項）

#### 1. 診療報酬 +3.09% (R 8年度及びR 9年度の2年度平均。R 8年度+2.41%、R 9年度+3.77%) (R 8年6月施行)

##### ※1 うち、賃上げ分 +1.70% (2年度平均。R 8年度+1.23%、R 9年度+2.18%)

- 医療現場での生産性向上の取組と併せ、R 8・R 9にそれぞれ3.2%（看護補助者、事務職員は5.7%）のペアを実現するための措置
- うち、改定率の0.28%分は、医療機関等における賃上げ余力の回復・確保を図りつつ幅広い職種での賃上げを確実にするための特例的な対応

##### ※2 うち、物価対応分 +0.76% (2年度平均。R 8年度+0.55%、R 9年度+0.97%)

- 特に、R 8以降の物価上昇への対応として+0.62%（R 8年度+0.41%、R 9年度+0.82%）を充て、施設類型ごとの費用関係データ等に基づき配分。（病院+0.49%、医科診療所+0.10%、歯科診療所+0.02%、保険薬局+0.01%）
- また、改定率の0.14%分は、高度医療機能を担う病院（大学病院を含む）が物価高の影響を受けやすいこと等を踏まえた特例的な対応

##### ※3 うち、食費・光熱水費分 +0.09% (入院時の食費基準額の引上げ(40円/食)、光熱水費基準額の引上げ(60円/日))

- 患者負担の引上げ：食費は原則40円/食（低所得者は所得区分等に応じて20～30円/食）、光熱水費は原則60円（指定難病患者等は据え置き）

##### ※4 うち、R 6改定以降の経営環境の悪化を踏まえた緊急対応分 +0.44%

- 配分に当たっては、R 7補正予算の効果を減じることのないよう、施設類型ごとのメリハリを維持（病院+0.40%、医科診療所+0.02%、歯科診療所+0.01%、保険薬局+0.01%）

##### ※5 うち、後発医薬品への置換への進展を踏まえた処方や調剤に係る評価の適正化、実態を踏まえた在宅医療・訪問看護関係の評価の適正化、長期処方・リフィル処方の取組強化等による効率化 ▲0.15%

##### ※6 うち、※1～5以外の分 +0.25% 各科改定率：医科+0.28%、歯科+0.31%、調剤+0.08%

#### 2. 薬価等

薬価：**▲0.86%** (R 8年4月施行)  
材料価格：**▲0.01%** (R 8年6月施行)  
合計：**▲0.87%**

#### 3. 診療報酬制度関連事項

- R 9年度における更なる調整及びR 10年度以降の経済・物価動向等への対応の検討
- 賃上げの実効性確保のための対応
- 医師偏在対策のための対応
- 更なる経営情報の見える化のための対応

#### 4. 薬価制度関連事項

- R 8年度薬価制度改革及びR 9年度の薬価改定の実施
- 費用対効果評価制度の更なる活用

## 大臣折衝における記載

大臣折衝における記載（抜粋）									
<b>①令和8年度以降の物価上昇への対応</b>	<p>※2 うち、物価対応分 +0.76%（令和8年度及び令和9年度の2年度平均。令和8年度 +0.55%、令和9年度 +0.97%）。特に、令和8年度以降の物価上昇への対応としては、+0.62%（令和8年度 +0.41%、令和9年度 +0.82%）を充て、<u>診療報酬に特別な項目を設定することにより対応すること</u>とし、それぞれの施設類型ごとの費用関係データに基づき、以下の配分とする。さらに、病院の中でも、その担う医療機能に応じた配分を行う。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>病院</td><td>+0.49%</td></tr> <tr> <td>医科診療所</td><td>+0.10%</td></tr> <tr> <td>歯科診療所</td><td>+0.02%</td></tr> <tr> <td>保険薬局</td><td>+0.01%</td></tr> </table>	病院	+0.49%	医科診療所	+0.10%	歯科診療所	+0.02%	保険薬局	+0.01%
病院	+0.49%								
医科診療所	+0.10%								
歯科診療所	+0.02%								
保険薬局	+0.01%								
<b>②③令和6年度診療報酬改定以降の経営環境の悪化を踏まえた緊急対応 【②基礎的支援分相当】 + 【③救急加算分相当】</b> <small>※基礎的支援、救急加算は令和7年度補正予算における物価上昇支援での名称</small>	<p>※4 うち、令和6年度診療報酬改定以降の経営環境の悪化を踏まえた緊急対応分 +0.44%。 配分に当たっては、<u>令和7年度補正予算の効果を減じることのないよう、施設類型ごとのメリハリを維持すること</u>とする。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>病院</td><td>+0.40%</td></tr> <tr> <td>医科診療所</td><td>+0.02%</td></tr> <tr> <td>歯科診療所</td><td>+0.01%</td></tr> <tr> <td>保険薬局</td><td>+0.01%</td></tr> </table>	病院	+0.40%	医科診療所	+0.02%	歯科診療所	+0.01%	保険薬局	+0.01%
病院	+0.40%								
医科診療所	+0.02%								
歯科診療所	+0.01%								
保険薬局	+0.01%								
<b>④高度機能医療を担う病院（大学病院を含む）への特例的な対応</b>	<p>※2 (略) また、我が国経済が新たな「成長型経済」に移行する段階を迎えるに伴い、賃金と物価がともに緩やかに上昇していくメカニズムが維持されるとの認識の下、今回の改定から本格的な物価対応を講じることとする中で、特に、<u>高度機能医療を担う病院（大学病院を含む。）</u>については、医療技術の高度化等の進展の影響を先行的に受けやすい一方で、汎用性が低く、価格競争原理の働きにくい医療機器等を調達する必要性から<u>物価高の影響を受けやすいこと等を踏まえ、+0.14%を物価対応本格導入時の特例的な対応として措置すること</u>とする。今後の関係調査において実績等を検証し、所要の対応を図る。</p>								

出典…2026年1月9日中医協総-1

### ■ 病院・有床診療所における入院、病院の外来での物価対応について

#### 【入院での物価対応（病院・有床診療所）】

- ・ 入院分野における物価上昇への対応については、将来的な物価動向を見極めながら段階的に対応する必要があるとの考え方方が示されています。
- ・ このため、入院基本料や特定入院料等の既存の入院料を一律に引き上げるのではなく、入院料の算定時に併せて算定できる「物価上昇に関する評価項目」を新たに設けることが検討されています。
- ・ 一方、2024年度診療報酬改定以降の物価・賃金上昇により生じた経営環境悪化への緊急対応分については、2026年度診療報酬改定において入院料等の引き上げとして反映する方針とされています。
- ・ なお、入院分野における物価上昇対応の評価水準については、病院全体の改定率（入院・外来を含む）から、外来診療における物価上昇対応分を差し引いた範囲で調整される見込みとされています。

## 入院における物価上昇対応について（案）①

- 入院診療に関する物価上昇への対応について、大臣折衝における考え方を踏まえ、以下の通りとしてはどうか。
    - ・①令和8年度以降の物価上昇への対応については、外来における物価上昇対応と同様に、段階的に対応する必要があることを踏まえ、入院料等（入院基本料、特定入院料及び短期滞在手術等基本料3）とは別に、入院料等の算定時に算定可能な、物価上昇に関する評価を設定する。
    - ・②③令和6年度診療報酬改定以降の経営環境の悪化への対応分については、令和8年度改定時に、入院料等の評価に含める。

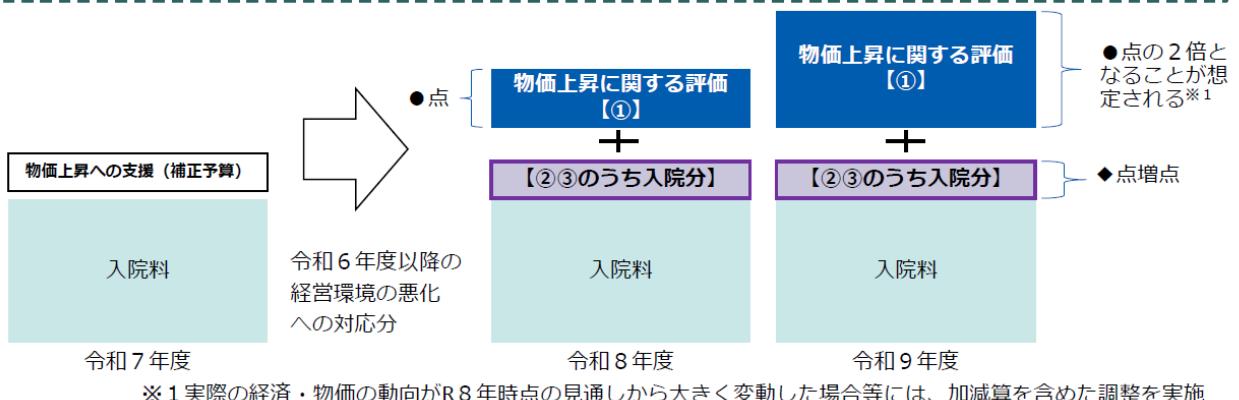
※なお、こうした評価の水準は、病院の改定率（入院・外来を含む）から、前頁による外来診療における物価上昇対応の評価を差し引いた規模となるよう調整する必要がある。

### 【大臣折衝における記載】

- ① 物価対応分 +0.76%（令和8年度及び令和9年度の2年度平均。令和8年度 +0.55%、令和9年度 +0.97%）。特に、令和8年度以降の物価上昇への対応としては、+0.62%（令和8年度 +0.41%、令和9年度 +0.82%）を充て、診療報酬に特別な項目を設定することにより対応する

②③ 令和6年度診療報酬改定以降の経営環境の悪化を踏まえた緊急対応分 +0.44%。  
配分に当たっては、令和7年度補正予算の効果を減じることのないよう、施設類型ごとのメリハリを維持することとする。

※実際の経済・物価の動向が令和8年度診療報酬改定時の見通しから大きく変動し、医療機関等の経営状況に支障が生じた場合には（中略）令和9年度予算編成において加減算を含め更なる必要な調整を行う。



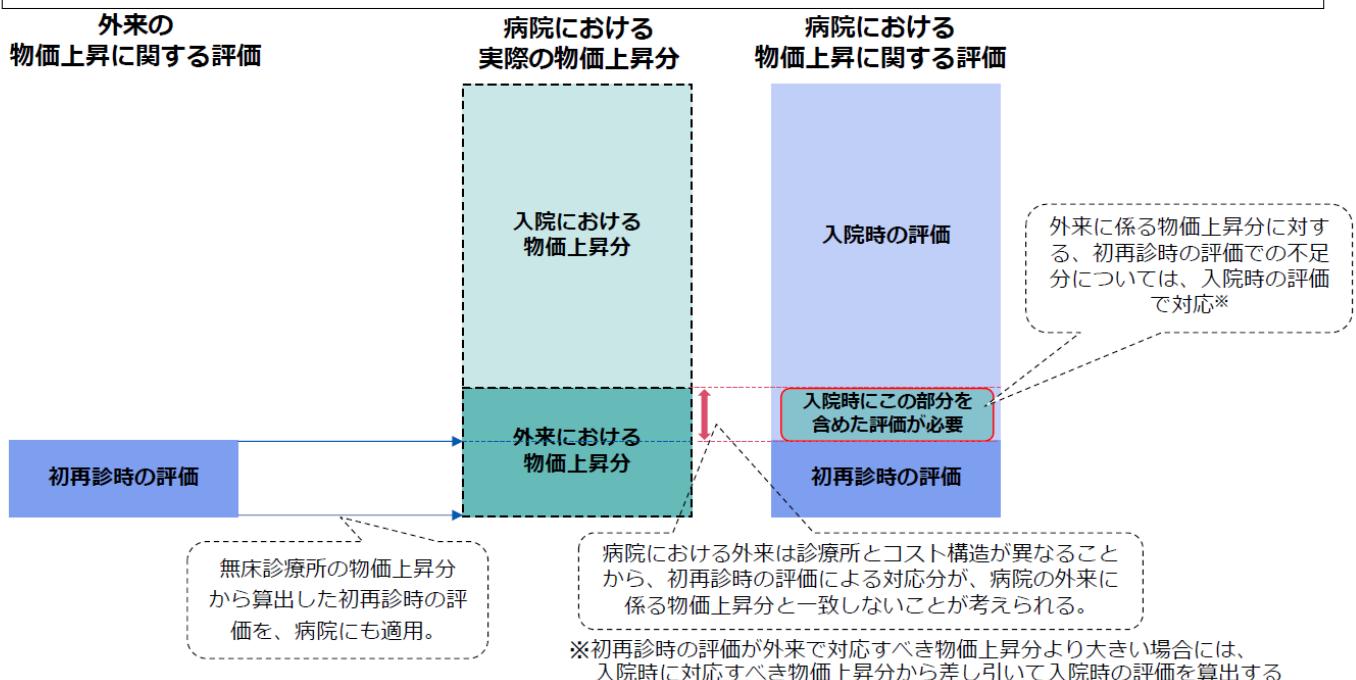
出典…2026年1月9日中医協総-1

## 【外来での物価対応（病院）】

- ・ 初・再診料（訪問診療料や、初・再診料の評価を包括する地域包括診療料等を含む）とは別に、初・再診時等に算定できる「物価上昇に関する新たな評価項目」を設けることが検討されています。この点については、病院と医科・歯科診療所で共通の枠組みが想定されています。
  - ・ 一方で、病院外来は診療所外来と比べて人件費や材料費などのコスト構造が異なることから、診療所と同一の評価方法では、病院外来における実際の物価上昇分を十分にカバーできない可能性が指摘されています。
  - ・ そこで、初・再診時の評価による対応だけでは不足する病院外来分の物価上昇については、入院分野の評価において補正する仕組みを組み合わせて対応する考え方が示されています。
  - ・ 具体的には、まず診療所のコスト構造を基に算定した初・再診時の物価上昇対応評価を病院外来にも適用した上で、病院外来において生じる対応不足分については、入院時の評価に上乗せすることで調整するという二段構えの対応が想定されています。

## 病院での外来における物価上昇対応について（案）②

- 病院・有床診療所の外来における物価上昇分への対応については、以下の通りとしてはどうか。
  - ・外来における物価上昇分の評価については、初再診時の評価が診療所と同一となるものの、病院における外来は診療所とコスト構造が異なることから、病院における実際の物価上昇分と一致しないことが考えられる。
  - ・このため、初再診時の評価での対応で不足する外来における物価上昇分については、入院時の評価に当たって補正する。



出典…2026年1月9日中医協総-1

### ■ 2025年度補正予算を踏まえた入院料への配分

- ・ 2024年度診療報酬改定以降の経営環境悪化への対応については、2025年度補正予算による支援効果を減じない（維持する）との大臣折衝での考え方を踏まえ、診療報酬改定においても整合的な対応を行うことが検討されています。
- ・ 回復期、精神、慢性期については、入院1日当たりの定額配分とする方式が想定されています。
- ・ 急性期については、補正予算の財源を一体的に扱った上で、特定機能病院、急性期病院、その他急性期の3類型に区分して配分し、さらに入院料ごとの物件費等の水準を踏まえた1人1日当たりの入院料上乗せ額を算出する仕組みが検討されています。
- ・ こうした配分設計にあたっては、2019年の消費税補填時の考え方を参考とし、医療機関間で過不足が生じにくいよう、医療機能や入院料構成、物件費率等を踏まえた精緻な配分を行う方針が示されています。

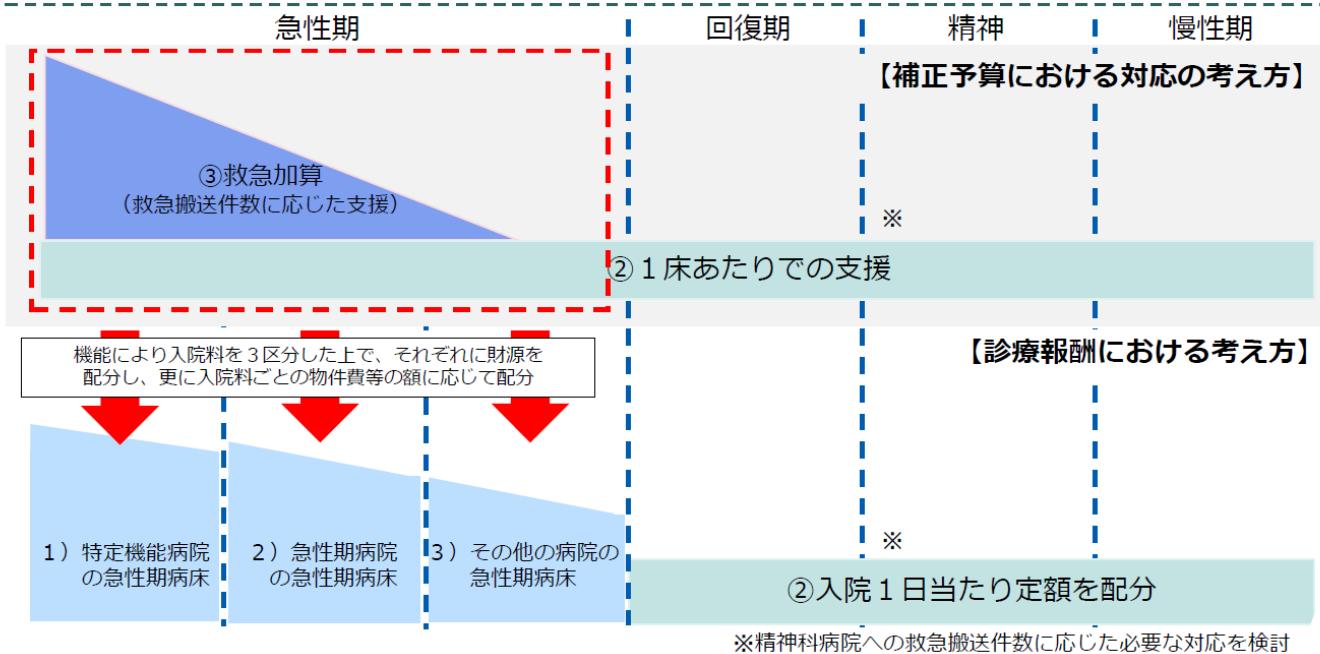
## 令和7年度補正予算による支援の考え方を踏まえた入院料への配分

- 令和6年度改定以降の経営状況の悪化に対する対応については、大臣折衝において維持するとされた、令和7年度補正予算の考え方を踏まえ、回復期、精神、慢性期については、入院1日当たり定額を配分する。
- 急性期については、財源を一体化した上で、補正予算の配分額に応じて特定機能病院、急性期病院、その他の急性期の3類型へ配分したうえで、①の配分の考え方と同様に、1人1日あたり入院費に応じて配分額を算出する。

### 【大臣折衝における記載】

②③ 令和6年度診療報酬改定以降の経営環境の悪化を踏まえた緊急対応分 +0.44%。

配分に当たっては、令和7年度補正予算の効果を減じることのないよう、施設類型ごとのメリハリを維持することとする。



出典…2026年1月9日中医協総-1

### ■まとめ

今回示された物価対応の考え方では、2年度にわたる段階的対応と特別な評価項目の設定により、病院機能ごとの違いを踏まえた配分が想定されています。物価高騰への対応については、医療機関間の不均衡を抑える観点が盛り込まれています。

ただし、今回の物価対応は、恒常に収益を押し上げる仕組みではなく、あくまで2年度にわたりて段階的に講じられる対応にとどまります。そのため、今回の対応のみで、今後の物価上昇まで継続的に吸収できるものではない点には注意が必要です。

今後は、自院の病床機能や入院料構成、物件費の実態を踏まえ、診療報酬で補填される範囲と、経営改善によって対応すべき領域を切り分け、病院全体の収支構造を見直していくことが重要になると考えられます。

株式会社ユアーズブレーンでは、診療報酬の解釈や指導監査対策等、医事に関する

様々なご質問・ご相談に対応する「**医事相談室**」サービスを提供しております。

詳細をご希望の方は <https://www.yb-satellite.co.jp/original9.html#a04> から、

または TEL : 082-243-7331 e-mail : info@yb-satellite.co.jp からお問合せください。